（段階的適用等）

第五十三条の六　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第七十三条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第八十二条第二項第三号中「（中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十五条第一項及び第百十八条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百二十二条第五項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第百三十三条に次の二項を加える。

6　内部格付手法を採用する信用協同組合等の事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\text{一}\quad \text{実効マチュリティ（M）} = \frac{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k + \sum_{k=m+1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}$$

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（ただし、EE_{t_0}はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をtnとしたときのn

二　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

第百四十条第五項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第二百十九条中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第二百三十六条第二項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第二百五十三条第一項及び第二百六十条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

○財務省告示第三号
金融庁
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年六月三十日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　内藤　純一
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　直嶋　正行

目次中「第五十九条」を「第五十九条の六」に改める。

第五十六条第一項中「から第五十九条まで」を「から第五十九条の六まで」に改め、同条第三項中「第五十九条」の下に「から第五十九条の六まで」を加え、同条第四項中「から第五十九条まで」を「から第五十九条の六まで」に改める。

第五十九条第二項を次のように改める。

2　標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十九条の三第十一号及び第百四十条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kで加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効EPE

αは、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効$EPE = \sum_{k=1}^{n} \text{実効}EE_{t_k} \times \Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

三　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百四十条第六項において同じ。）とする。

第五十九条に次の三項を加える。

3　標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第一号に規定するαについて、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下回るときは、αは一・二とする。

一　αが、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号のΔt_kで加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \sum_{k=1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k$$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$